

東京都最低工賃新設・改正計画及び改正状況

東京労働局第9次最低工賃新設・改正計画（平成19年4月～平成22年3月）

年 度	業 種	改正状況
19年度	革靴製造業	改 正
20年度	婦人既製洋服製造業	改 正
21年度	電気機械器具製造業	諮問見送り

東京労働局第10次最低工賃新設・改正計画（平成22年4月～平成25年3月）

年 度	業 種	改正状況
22年度	革靴製造業	改 正
23年度	婦人既製洋服製造業	諮問見送り
24年度	電気機械器具製造業	諮問見送り

東京労働局第11次最低工賃新設・改正計画（平成25年4月～平成28年3月）

年 度	業 種	改正状況
25年度	革靴製造業	改 正
26年度	婦人既製洋服製造業	諮問見送り
27年度	電気機械器具製造業	

東京都における最低工賃決定状況一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

業 種 \ 項 目	発効年月日	適用委託者	適用 家内労働者
東京都電気機械器具製造業	平成 19 年 2 月 10 日	73	1,350
東京都婦人既製洋服製造業	平成 21 年 4 月 1 日	222	888
東京都革靴製造業	平成 26 年 4 月 13 日	111	285

(注)適用委託者及び適用家内労働者は改正決定時のものである。

東京都電気機械器具製造業最低工賃

諮問年月日	平成18年7月25日	専結年月日	平成18年12月7日	答申年月日	平成18年12月7日	
公示年月日	平成19年1月11日	発効年月日		平成19年2月10日		
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者				1,350人	
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				73人	
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額					
品 目	工 程	規 格	金 額			
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円05銭			
	部品の差し		1個につき 1円25銭			
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円30銭			
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 5円95銭			
	ICの差し		足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円50銭		
			足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円20銭		
プリント基板	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1カ所につき 85銭			
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 75銭			
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1カ所につき 2円95銭			
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭			
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円00銭			

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

詰問年月日	平成20年10月1日	専結年月日	平成21年2月4日	答申年月日	平成21年2月4日
公示年月日	平成21年3月2日	発効年月日		平成21年4月1日	
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者				888人
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				222人
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の左欄に掲げる品目欄及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額				
工 程	規 格		金 額		
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上		1か所につき	13円	
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上		10センチメートルにつき	15円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上		20センチメートルにつき	16円	
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき	17円	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき	22円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき	19円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	8円	
		根巻き4回以上	1個につき	10円	
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	9円	
		根巻き4回以上	1個につき	11円	
2つ穴、カボタンつき			1個につき	14円	
鎖系ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル		1か所につき	8円	
	糸ループの長さ5センチメートル		1か所につき	12円	
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め		1か所につき	9円	
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上		10センチメートルにつき	16円	
そで口裏まつり			10センチメートルにつき	15円	
ファスナー裏まつり			10センチメートルにつき	15円	
襟付けまつり			10センチメートルにつき	14円	
ウエスト裏まつり			20センチメートルにつき	18円	
肩パット付け	内パット		1組(1着分)につき	42円	
	外パット		1組(1着分)につき	40円	
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め		1着分につき	48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め		1枚につき	24円	
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの		1個につき	12円	

東京都革靴製造業最低工賃

諮問年月日	平成25年10月1日	専結年月日	平成26年2月12日	答申年月日	平成26年2月12日	
公示年月日	平成26年3月14日		発効年月日	平成26年4月13日		
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者				285人	
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				111人	
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃 額	次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金額欄に掲げる金額					
業務	品目	規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額	
		革の種類	型及びデザイン			
製 甲	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	653円	
	婦 人		パンプス	裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	576円
			ショートブーツ	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,031円
	靴		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底 付 け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け	555円	
	婦 人		パンプス	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	615円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	711円
	靴		ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	891円
	サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	496円